導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　　　東北町は青森県の東部に位置し、広大な農地と小川原湖を生かした農業、林業、漁業を中心に発展してきた。その他にも、特産物加工等の製造業や、まちづくりを担う建設業、上北町駅・乙供駅周辺に形成された商店街を中心とした小売業や卸売業など多様な産業で構造されている。

　　　近年、高齢化が進行し、就業者の減少や各種産業の担い手不足で地域全体の活力が低下している。特に少子化や雇用の場の不足による若年層の県外流出等での人口減少は喫緊の課題となっている。

　　　東北町の中小企業者は、事業所数や従業者数が減少傾向にあり、それに伴い人手不足、後継者不足等の課題に直面している。このような状況を放置すると、長い歴史を経て形成された町内の産業基盤を失われかねない状況である。

　　　東北町では、こうした社会環境の変化や課題に対応するため、平成２８年度から令和７年度まで「笑顔・元気・活力あふれ　未来に羽ばたく　とうほくまち」を将来像とした第２次総合振興計画を策定した。この計画を町民と行政の共通の目標とし、地域一体となって取り組んでいくことによって町全体の活力を取り戻していくことが求められる。

　　　このことから、産業振興による地域経済の活性化や雇用の場の確保のために、各種産業への先端設備等の導入促進を支援し、生産性を向上させることが必要となる。

（２）目標

　　　中小企業等経営強化法第４９条第１項に基づく導入促進基本計画を策定し、中

　　小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町経済の維持・発展していくことを目指す。

　　　これを実現するための目標として、計画期間中に３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

　　　先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に

関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とす

る。

２　先端設備等の種類

　　　東北町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、卸売業、小売業と多岐に渡り、多様な業種で構成されている。これらの各種産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備及びコインランドリー事業に供する設備については、当町の雇用の創出や地域経済の発展に直接結びつく以下の設備に限る。

　　・太陽光発電設備は、町内に労働者を有する事業所または工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

　　・コインランドリー事業に供する設備は、先端設備等導入計画における先端設備等を導入する所在地において、常時雇用を伴う事業者であることが申請時に確認できること。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

　　　東北町の産業は、駅周辺とした平野部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、東北町全域とする。

（２）対象業種・事業

　　　東北町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、卸売業、小売業と多様な業種からなり、東北町の経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

　　　また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって本計画においては労働生産性が年率３％以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

　　　ただし、本計画は地域経済の活性化や地域雇用の創出を目的とすることから、町内に事業所等を有しないもの並びに、常時雇用を伴わない事業は対象としない。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　　　令和７年４月１日～令和９年３月３１日の２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　　　３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

　　・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に対して配慮する。

　　・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

　　・町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。